

仕様書

1. 件名 県立高等学校、県立中等教育学校及び県教育委員会で使用するモバイルルータにおけるモバイルルータ用 SIM 調達及びデータ通信サービスの提供
2. 目的 本件は、災害・故障等の緊急時や、無線LAN環境がない教室や校庭、校外での学習時等においても、モバイルルータを利用することで、1人1台の学習用端末を活用することができる環境を整えることを目的とする。
3. SIM 数量 194 枚
4. データ通信サービス等提供期間
令和8年4月1日から令和4年3月31日(12 ヶ月)
5. 契約条件 契約書のとおり
6. 事業者の選定方法
一般競争入札
7. SIM 仕様
 - (1) 令和2年度及び令和3年度に群馬県教育委員会が整備したモバイルルータ(富士ソフト社製 +F FS030W(型番:FS030WMB1))で動作する SIM を提供すること。また、群馬県教育委員会、群馬県立高等学校及び群馬県立中等教育学校において、令和7年度時点で使用している同モバイルルータの SIMカードの交換や初期設定が必要な場合は、その費用も本契約に含まれ、交換した SIM カード(令和7年度時点で使用している SIM カード)については、群馬県教育委員会に納めること。
 - (2) LTE 回線並びに3G 回線に対応し、下り最大 788Mbps/上り最大 50Mbps 以上に対応すること。
 - (3) 災害時、大規模障害にも迅速に対応できる通信回線であること。
 - (4) SIM の数量及び高速通信容量等は以下のとおりとすること。
 - ・SIM 数量:上記3のとおり
 - ・SIM1枚あたり的高速通信容量:10GByte/月
 - ・高速通信容量を使い切った場合でも、追加費用は発生せずに、上り下り 128kbps 程度での通信が可能なこと。
 - ・上記を除く、高速通信時の通信制限(3 日間制限等)がかからないこと。
 - ・令和8年4月1日から令和9年3月末日まで上記通信が可能なこと。令和9年4月1日以降

- については、群馬県教育委員会と別途協議の上、決定すること。
- ・今後の利用拡大にあたり、通信容量の増減が可能なこと。費用負担については、群馬県教育委員会と別途協議の上、決定すること。

8. 設定・保守

- (1) 令和2年度及び令和3年度に群馬県教育委員会が整備したモバイルルータ(富士ソフト社製 +F FS030W(型番:FS030WMB1))194台(SIMと同数)へのAPNやID、パスワードのセットアップ並びに初期通信確認を行うこと。確認テストはMACアドレスフィルタリングの動作テストを含めて全台実施し、その結果を資料にして提出すること。なお、モバイルルータが設置されている場所は「別紙モバイルルータ設置一覧」に記載のとおりであり、上記設定や通信確認等に要する費用も本契約に含まれること。ただし、群馬県教育委員会、群馬県立高等学校及び群馬県立中等教育学校において、令和6年度時点で使用している同モバイルルータのSIMカードを継続して使用する場合については、群馬県教育委員会と別途協議の上、決定すること。
- (2) 本契約により、4. データ通信サービス等提供期間中に各校で利用できるモバイルルータ(194台)の「管理番号」、「MAC アドレス」をまとめ、群馬県教育委員会に提出すること。ただし、令和7年度時点で使用している同モバイルルータのSIMカードを継続して使用する場合については、群馬県教育委員会と別途協議の上、決定すること。
- (3) Web ポータルサイトから、各端末の接続履歴や利用通信量の照会が可能なこと。また、回線ごとにDNSフィルタリングによるマルウェア対策が可能なこと。
- (4) モバイルルータに接続可能な端末を制限するため、MAC アドレスの登録・削除等を実施する窓口を設け、各校からの要望に応えること。
- (5) 本調達のSIM及び使用するモバイルルータに関する障害・保守等の問合せについては、一本化した対応窓口を群馬県内に設け、窓口専用の電話回線、メールアドレス、担当者を設けること。なお、令和2年度に整備した学習用端末(Chromebook)及びモバイルルータに係る問合せ窓口又は令和3年度に整備したモバイルルータに係る問合せ窓口と、本調達に係る問合せ窓口とを混乱しないよう、各校への説明マニュアルで周知すること。各校からの問合せについては、受付後、1営業日以内に対応完了し、教育委員会に報告すること。
- (6) 障害対応の際、求めに応じて現地にて機器を回収し、復旧後は現地へ届けること。機器交換の場合は管理シールを添付の上、納品時の資料を更新して速やかに教育委員会に提出すること。
- (7) 障害発生時の目標復旧時間について下記のとおりとすること。
 - ・機器交換なしの場合は、障害検知後1営業日以内。
 - ・機器交換ありの場合は、障害検知後6営業日以内。
- (8) 電波の不感地帯が判明した場合、申告に基づき調査し、不感地帯の解消に努めること。

- (9) SIM の故障が疑われる場合には、故障原因の切り分けを行い、必要に応じ同等の SIM カードを提供すること。
- (10) SIM の提供及び保守問合せ先に関して、紛失や盗難に伴う回線の中断、再開を行うために 24 時間 365 日の電話問い合わせ窓口を設けること。あわせて、Web ポータルサイトからも中断、再開が可能なこと。
- (11) モバイルルータや SIM の利用方法又は故障修理に関する疑義に対し、現地での対応が必要な場合は、受注者が現地にて説明及び確認を実施すること。

9. 納品場所・納期

納品場所: 別紙モバイルルータ設置一覧

納期: 令和8年4月1日まで